

名張市移住希望者宿泊費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に移住することを検討する者が、住居及び仕事を探索し、暮らしを体験する等の活動をするため、本市に滞在するために要する宿泊費を予算の範囲内で補助金を交付することについて、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) お試し宿泊 本市への移住の検討を目的とした市内での宿泊をいう。
- (2) 移住相談 移住相談会において、本市の移住相談職員に移住に関する相談を行うこと、又は移住相談職員に対して、対面又は電話、メール等の方法により移住の相談をすることをいう。
- (3) 指定施設 お試し宿泊のための施設であって、市長が別に指定するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 三重県外に住所を有すること。
- (2) 18歳以上であること。
- (3) 本市で滞在する間は指定施設に宿泊すること。
- (4) 移住相談を行ってからおおむね1年以内であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、補助対象者が指定施設に支払った宿泊料（消費税及び地方消費税を含み、食事代、入湯税及びクリーニング代等の経費を除く。以下同じ。）1人1泊あたり2,000円を上限とする。ただし、当該宿泊料が補助金の額に満たない場合は、宿泊料の額を上限とする。

- 2 前項に規定する宿泊料には、補助対象者とともにお試し宿泊をする者（以下「同行者」という。）のうち1人分の宿泊料を含めることができるものとし、補助金の額は、前項に定める額とする。
- 3 前項に規定する同行者は、補助対象者と同じ居する配偶者又は同居する2親等以内の親族であって、第3条第1号第3号及び第5号のいずれにも該当するものとする。
- 4 補助金の交付対象となる宿泊日数は、補助対象者又は補助対象者及び同行者一組につき、2泊を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、お試し宿泊を開始しようとする日の7日前までに、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、現住所を証する書類の写しを添付して提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合はその内容を審査し、適当と認めたときは交付を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、必要があると認めたときは条件を付することができる。

(変更の申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者が、申請の内容を変更し、又は申請を取り下げるときは、補助金変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、お試し宿泊が終了したときは、終了日から起算して30日以内又は事業の終了の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書に宿泊施設に支払った宿泊料の領収書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合において、その内容を審査の上、適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた申請者は、速やかに支払請求書により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(報告、実地調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、申請者等に報告を求め、又は担当職員に実地調査等を行わせることができる。

(交付の取消し)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付要件に適合しなくなったとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) その他補助金の交付が不適当であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付取消通知書により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、市長は期限を定め、その返還を命じるものとする。

(補助金交付申請書の様式等)

第14条 補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助金変更申請書、実績報告書、補助金額の確定通知書、支払請求書及び補助金交付取消通知書に関して、様式及びその添付書類については市長が別に定める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。